

西日本図書館学会会則

昭和28年11月13日 成立
昭和43年5月18日 改正
昭和48年6月2日 改正
昭和49年6月8日 改正
昭和51年5月29日 内規一部変更
昭和52年5月21日 改正
昭和53年6月3日 改正
昭和55年5月17日 内規一部変更
昭和58年6月4日 改正
昭和63年6月11日 改正
平成5年6月12日 改正

第1章 総 則

- 第1条 本会は西日本図書館学会と称する。
第2条 本会の事務局は久留米大学御井図書館内におく。
第3条 本会は図書館学の研究および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会 員

- 第4条 本会は本会の趣旨に賛同する者を以って会員とする。
1. 会員の種類は、個人会員、団体会員、賛助会員とし、個人会員を正会員とする。

第3章 事 業

- 第5条 本会は次の事業を行う。
1. 機関誌の発行
2. 研究会・講演会等の開催
3. 図書館関係団体との協力提携
4. その他必要と認める事項

第4章 役 員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
1. 会 長
2. 顧 問 (若干名)
3. 代表理事
4. 常任理事
5. 理 事 (若干名)
6. 監 事 (2 名)

会長、常任理事、理事及び監事は定例総会において選出し、任期は2年とする。但し重任をさまたげない。顧問は会長が委嘱する。代表理事は常任理事の互選による。

- 第7条 会長は会を代表し会務を統轄する。代表理事は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
第8条 役員会は会長、顧問及び代表理事、常任理事・理事を以って構成し会務を処理する。監事は会計を監査する。

- 第9条 事務局長及び事務局委員は会長が委嘱する。

第5章 総 会

- 第10条 総会は毎年1回これを開き会長が召集する。但し役員会の決議により臨時総会を開くことができる。
第11条 総会において決定すべき事項

1. 予算及び決算に関する事項
2. 会則の変更
3. 役員を選出
4. その他必要な事項

第6章 会 計

- 第12条 本会の経費は会費、寄付金その他を以って支弁する。

- 第13条 本会の会費は年額
個人会員 5,000円
団体会員 6,000円
賛助会員 25,000円

なお会員が学生である場合は特に、2,500円とし、6月末日までに納入するものとする。

- 第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 補 則

- 第15条 本会は必要に応じて支部を設置することができる。

- 第16条 その他細部については内規に定める。

(内 規)

- 第6条4項 常任理事は公共・大学・短期大学・学校専門各館種ごとに若干名、及び支部代表を以って構成する。

- 第6条5項 理事は会員10名以上の各県から1名を選出する。但し、支部を設置した県は除く。

- 第15条 支部に対しては運営経費を交付する。交付金の額は当該支部会員会費納入額の20%以内とする。

西日本図書館学会・表彰規程

- 第1条 西日本図書館学会（以下「学会」という）の運営および発展に貢献し、会員の育成に顕著な功労があった会員を表彰するため、この規程を定める。

- 第2条 被表彰者は、次の各項に該当する者とする。

1. 役員若しくは事務局員としての学会の運営に功労のあった者
2. 学会の発展に著しい貢献があったと認められる者
3. 図書館学研究に優れた業績を示し、後進の育成に寄与した者

- 第3条 被表彰者は、会員2名以上の推挙に基づき役員会において決定する。

- 第4条 表彰は、総会または研究発表会において会長が表彰状及び記念品の贈呈をもって行う。

- 付 則 この規程は昭和53年10月1日から施行する。

内規：第2条第1項については、15年以上とする。

： 同 第2項については、役員会全員の賛成を得なければならない。

： 同 第3項については、それを実証する事蹟の提示を必要とする。

： 同 退会者は該当しないものとする。